

## 地域医療連携推進法人の認定について

## 1. 地域医療連携推進法人制度の概要

地域医療連携推進法人制度は、平成27年の医療法の改正により、医療機関等が相互に機能分担及び業務連携を推進することで、地域において良質かつ適切で効率的な医療提供体制を確保し、地域医療構想を実現するための一つの選択肢となる新たな法人の認定制度として創設された。

## 2. 一般社団法人設立の趣旨・目的

少子・高齢化が急速に進展する中、地域住民が住み慣れた地域で安心して長く生活できるよう、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築を図り、医療・介護サービスを各施設が相互に連携して切れ目なく適切に提供できる体制の実現に寄与する。

## 3. 法人の概要

## ○名称

一般社団法人淀川ヘルスケアネット

## ○事務所

大阪市西淀川区福町三丁目2番39号  
社会医療法人愛仁会千船病院内

## ○医療連携推進区域

大阪市二次医療圏（西部基本保健医療圏）

## ○参加法人

社会医療法人愛仁会、医療法人福田診療所、  
医療法人博悠会、社会福祉法人博陽会

## ○役員

理事3名（代表理事1名を含む）、監事2名

## ○医療連携推進業務

- (1) 医療機能の分担・連携
- (2) 患者・利用者へのアウトリーチ
- (3) 医療従事者の共同研修、相互交流及び派遣
- (4) 医薬品、診療材料、医療機器等の共同購入・共同利用の調整
- (5) 災害等の緊急時における情報共有及び相互支援
- (6) その他の地域医療連携推進業務に関する事業及び介護事業等  
地域包括ケアの推進に資する事業

#### 4. 経過及び今後の主なスケジュール

- 令和3年12月 一般社団法人の設立（登記）  
地域医療連携推進法人の認定申請
- 令和4年 1月 大阪市医療・病床懇話会への説明  
大阪市西部保健医療協議会への協議  
大阪市保健医療連絡協議会への報告
- 令和4年 5月 大阪府医療審議会（法人部会）の諮問・答申
- 令和4年 6月 地域医療連携推進法人の認定

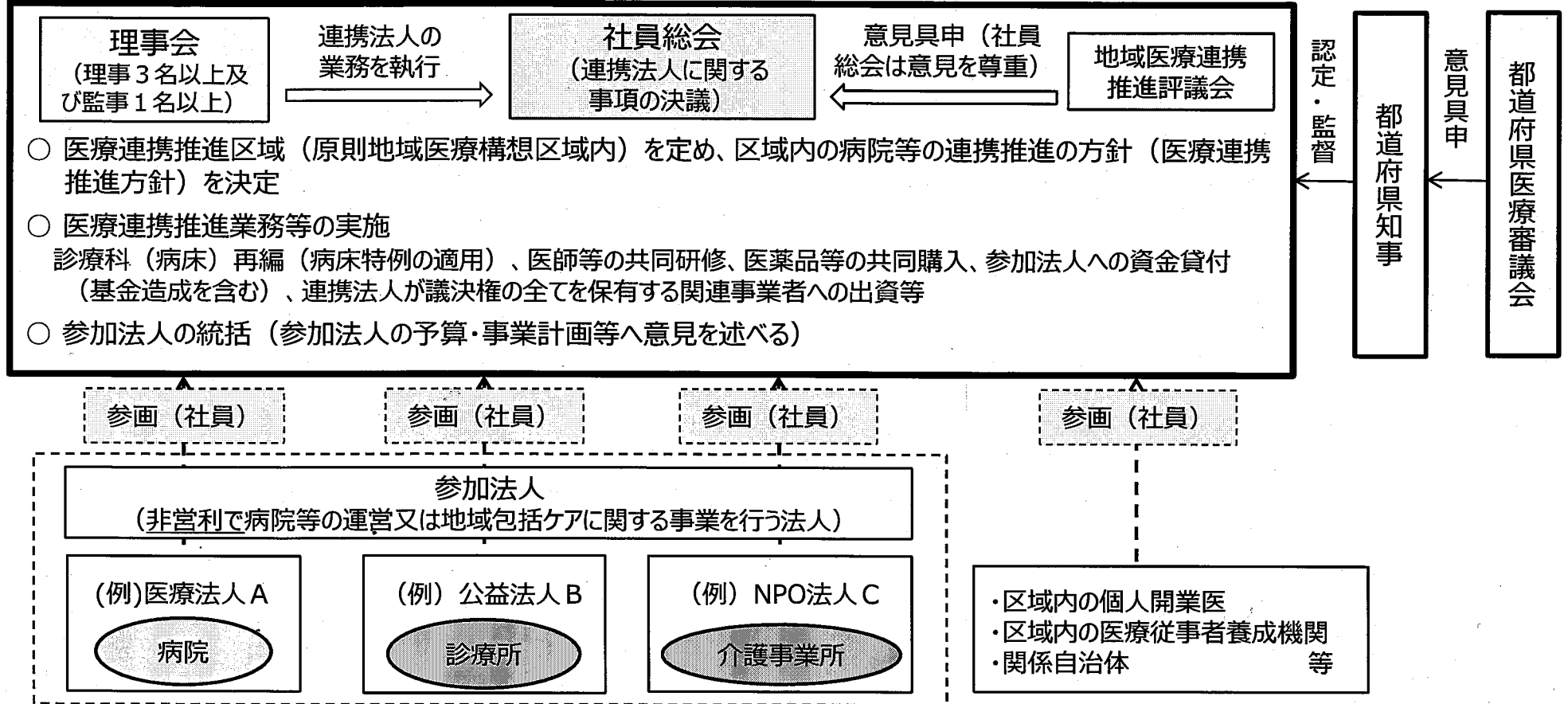
# 地域医療連携推進法人制度の概要

(別紙)

※厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

## 地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定  
(認定基準の例)
  - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること